

公益財団法人 日本サッカー協会
2022 年度 定時評議員会

2022 年 3 月 27 日 (日)

決議事項

1. 定款変更の件

(決議) 資料 1

定款を以下の通り変更したい。

第 17 章 補則

6 次に掲げる団体は、この法人の評議員推薦加盟団体とする。

- (13) 一般財団法人日本ビーチサッカー連盟
- (14) 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ
- (15) 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
- (16) 特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会

※1 月 29 日 (土) に行われた臨時評議員会にて評議員推薦加盟団体として認定済み

2. 評議員 9 名 選任の件

以下の通り 9 名の評議員を選任したい。

(1) 退任する評議員、および退任する評議員に代わり選任する評議員

① 一般社団法人新潟県サッカー協会

退任する評議員：中澤 雄一 (なかざわ ゆういち) 副会長

選任する評議員：渡邊 滋 (わたなべ しげる) 副会長兼専務理事

② 株式会社コンサドーレ

退任する評議員：野々村 芳和 (ののむら よしかづ) 前代表取締役会長

選任する評議員：三上 大勝 (みかみ ひろかつ) 代表取締役 GM

③ 株式会社川崎フロンターレ

退任する評議員：藁科 義弘 (わらしな よしひろ) 代表取締役社長

選任する評議員：吉田 明宏 (よしだ あきひろ) 副社長

④ 株式会社エスパルス

退任する評議員：大榎 克己 (おおえのき かつみ) クラブ・リレーションズ・オフィサー

選任する評議員：杉山 敏 (すぎやま さとし) 取締役管理本部長

⑤ 公益社団法人日本プロサッカーリーグ

退任する評議員：木村 正明 (きむら まさあき) 専務理事

選任する評議員：窪田 慎二 (くぼた しんじ) 理事

なお、任期の満了前に退任した評議員に代わり選任する評議員の任期は、定款第 18 条第 2 項の規定により、退任する評議員の任期満了の時までとなるため、2022 年度に関する定時評議員会 (2023 年 3 月) の終結の時までとなる。

(2) 新規評議員推薦加盟団体から推薦され選任する評議員

①一般財団法人日本ビーチサッカー連盟

選任する評議員：河原塚 毅（かわはらづか たけし）理事

②公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ

選任する評議員：小林 美由紀（こばやし みゆき）理事兼理念推進部長

③一般社団法人日本障がい者サッカー連盟

選任する評議員：山本 康太（やまもと こうた）事務総長

④特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会

選任する評議員：石川 慎之助（いしかわ しんのすけ）事務局長

なお、選任する評議員の任期は、定款第 18 条第 1 項の規定により、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなるため、2025 年度に関する定時評議員会（2026 年 3 月）の終結の時までとなる。

3. 理事 28 名および監事 3 名 選任の件

（決議）資料 2①②

4. 一般社団法人日本フットサルトップリーグ加盟の件

2021 年 12 月 28 日に設立された一般社団法人日本フットサルトップリーグについて理事会において審査し、必要な要件を満たしていると認められるため、加盟団体（各種の連盟）として認定したい。

なお、加盟団体規則第 14 条第 4 項の規定に基づき、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議されなければならない。

<参考>

加盟団体規則/第 4 節 各種の連盟及び関連団体（抜粋）

第 14 条 【新たな各種の連盟及び関連団体の認定】

1. 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、第 12 条に定める各種の連盟として新たに認定することができる。
 - (1) 日本サッカー界における特定の 카테고리における唯一の統括団体であること
 - (2) 独立性が担保されていること
 - (3) 法人格を取得していること
 - (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
 - (5) 所属するチーム及び選手が本協会に登録していること
 - (6) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
 - (7) 全国的規模の大会を定期的に主催すること
 - (8) 当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務付けられていること
 - (9) 当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること
 - (10) 当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること
 - (11) 当該団体に加盟するチームが 9 地域に存在すること (FIFA が、サッカー競技の一形態として一定の 카테고리を形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)

5. 司法機関(規律委員会、裁定委員会、不服申立委員会)の委員選任の件

3月27日(日)定時評議員会終結の時をもって司法機関(規律委員会、裁定委員会、不服申立委員会)の委員が任期満了となるため、以下の各候補者を委員として選任したい。

司法機関メンバー(2022年3月27日～)

任期:4年 ※は新任

①規律委員会

役職	氏名	備考
委員長	高山 崇彦	弁護士
委員	武智 克典※	弁護士
委員	新保 勇一※	弁護士
委員	大下 国忠	一般社団法人山口県サッカー協会規律委員長
委員	石井 茂己	Jリーグ規律委員長

②裁定委員会

役職	氏名	備考
委員長	山田 秀雄	弁護士
委員	早稲本 和徳※	弁護士
委員	小西 隆文※	弁護士
委員	根本 清史※	公益財団法人茨城県サッカー協会規律委員長

③不服申立委員会

役職	氏名	備考
委員長	中島 肇※	弁護士
副委員長	小池 一利※	弁護士
委員	塩田 尚也※	弁護士
委員	渡部 知之	一般社団法人愛媛県サッカー協会規律委員長
委員	鈴木 英穂	公益財団法人日本陸上競技連盟事務局長

(参考) 司法機関組織運営規則の関連条項

◆規律委員会

(規律委員会)

第3条 規律委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するものについて調査、審議し、懲罰を決定する。

(規律委員会の組織及び委員)

第4条 規律委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員長は法律家(弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者)でなければならない。
- 3 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 4 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
- 5 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、裁定委員会若しくは不服申立委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
- 6 委員長及び委員は非常勤とする。

(規律委員会の委員の任期)

第5条 規律委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

◆裁定委員会

(裁定委員会)

第7条 裁定委員会は、本規則等に対する違反行為のうち、競技及び競技会に関するもの以外の違反行為について、調査、審議し、懲罰を決定する。

2 前項にかかわらず、本規則等に対する違反行為のうち、ドーピング禁止に関する違反行為に対する懲罰については、日本アンチ・ドーピング規律パネルが決定する。

(裁定委員会の組織及び委員)

第8条 裁定委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者）でなければならない。

3 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。

4 委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。

5 委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは不服申立委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。

6 委員長及び委員は非常勤とする。

(裁定委員会の委員の任期)

第9条 裁定委員会の委員長及び委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

◆不服申立委員会

(不服申立委員会)

第11条 不服申立委員会は、本協会の規律委員会、裁定委員会又は都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、「都道府県協会等」という。）の規律委員会、裁定委員会及びそれらに類する機関（以下、「都道府県協会等の司法機関」という。）において決定された懲罰に関して、当事者からの不服申立に基づき、これを再審議し、新たに決定を下す。

(不服申立委員会の組織及び委員)

第12条 不服申立委員会は、委員長、副委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそ

れに準ずる者) でなければならない。

- 3 委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができるものとする。
- 4 委員長、副委員長及び委員は、評議員会の決議によって選任する。
- 5 委員長、副委員長及び委員は、本協会の評議員、理事、監事、職員又は各種委員会、規律委員会若しくは裁定委員会の委員長若しくは委員を兼ねることができない。
- 6 委員長、副委員長及び委員は非常勤とする。

(不服申立委員会の委員の任期)

第 13 条 不服申立委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 増員又は前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。